

仁雄会附属お茶の水湯島道場 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本道場は、仁雄会附属お茶の水湯島道場と称する(略称を「湯島道場」とする)。

(所在)

第2条 本道場は、主たる事務所、活動場所を東京都文京区湯島 1-5-45 東京医科歯科大学5号館5階柔剣道場に置く。

(所属)

第3条 本道場は、東京城北地区躰道協会に所属する。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 本道場は、躰道の修行を通じ心身を鍛練し、技術の継承・研究・向上を図り、躰道の普及と発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 本道場は、第4条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 躰道の術技の研鑽
- 二 仁雄会の活動への参画
- 三 東京医科歯科大学躰道部部員との交流
- 四 他道場との交流
- 五 各種大会への参加
- 六 その他、第4条の目的達成の為必要な事業

第3章 会員

(資格)

第6条 本道場の会員は仁雄会及び日本躰道協会に所属する者とする。

会員以外の者が本道場で研修する場合には、次のとおりとする。

- 一 研修を希望する者は、

- 二 代表は研修希望者の目的、推薦を確認の上、承認した者を研修する
- 三 研修者は、会員と同等の道場費を納めるものとする

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、この定款を遵守することを了承し、会員の推薦を得て、代表に申請をするものとする。代表は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

(道場の使用)

第8条 道場の使用に関しては、次の各号に基づく。

- 一 当道場の使用日時は、基本的に東京医科歯科大学躰道部と同様とする
- 二 道場の使用の優先権は、東京医科歯科大学躰道部にある

(規律)

第9条 当道場の会員は、次の規律を守らなければならない。

- 一 礼儀を正しくすること
- 二 真摯に、正しく躰道の修行に励むこと
- 四 稽古の際には事故や怪我に十分に留意すること
- 五 道場及び用具は常に清潔を保ち、安全に使用すること
- 六 会員相互の融和と親睦を図ること

(禁止事項)

第10条 当道場の会員は、次のことを行ってはならない。

- 一 代表の許可を得ずに物品を売買すること
- 二 思想、宗教等の布教活動を行うこと
- 三 理由の如何を問わず、道場内で暴力を振るうこと

(道場内での事故及び障害について)

第11条 道場内での自己及び障害については、次の各号に基づく。

- 一 道場内での事故及び障害に関して、本道場は責任を負わないが、各会員は怪我のないよう留意し互いを思いやる
- 二 道場内での会員の私物の紛失及び盗難に関して、本道場は責任を負わない
- 三 道場では、万が一の事故に関して、会員個々にスポーツ保険の加入を義務付ける

四 道場の備品を故意に破損した場合、破損した会員がその全額を弁償する。

(会費)

第12条 道場費として、月会費1,000円を会計に納入すること。年一括払いの場合、2か月分免除し、10,000円とする(一度納入された金銭は、理由の如何に問わず返金しない)。会費とは別に、日本躰道協会の会費を納入すること

(会員の資格の喪失)

第13条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- 一 退会届の提出をして、代表の承認を得たとき。
- 二 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- 三 継続して3年以上会費を滞納したとき。
- 四 除名されたとき。

(退会)

第14条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、代表の承諾を得ること
で、退会することができる。

(会員の資格の喪失)

第15条 会員が次の各号に該当するときは、代表がこれを除名することができる。

- 一 当道場の定款等に違反するとき。
- 二 当道場の名誉を傷つけ、または目的に反する行為のあったとき。

第4章 役員

(種別及び定数)

第16条 本道場の役員は次のとおりとする。

- 一 理事 3名以上7名以内
 - 二 その他補佐、顧問、相談役等臨時に定めるもの
- 2 理事のうち、1名を代表、1名以上2名以内を副代表、1名を事務局長、2名以上3名以内を会計とする。

(選任等)

第16条 役員は、総会で選任し、仁雄会の承諾を得るものとする。

- 2 代表、副代表、事務局長及び会計は、理事の互選による。
- 3 これらの兼任を認める
- 4 必要に応じ、補佐を若干名置くことができる
- 5 本道場には、顧問、相談役を置くことができ、代表がこれを囑託する

(任期等)

第17条 役員の任期は特に設けない。

(欠員補充)

第18条 理事の人数がその職務遂行必要な人数を欠いたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第19条 役員が次の各号の一に該当するに至った時は、総会の議決により、これを解任することができる。

- 一 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- 二 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

第5章 総会

(種別)

第20条 この道場の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、本道場の会員で組織する。

(機能)

第22条 総会は、本道場の最高意思決定機関である

2 次の掲げる事項については、総会の決議を経なければいけない。

- 一 収支決算及び事業報告に関すること
- 二 収支予算及び事業計画に関すること
- 三 規約等の改定に関すること
- 四 役員の選出に関すること

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回定期開催する。

2 代表が必要と認めた場合、いつでも臨時総会を開くことができる。

(召集及び議長)

第 24 条 総会は代表が招集するものとし、議長は代表が指名する。

(定足数)

第 25 条 総会は会員の過半数の出席をもって成立する。ただし、議決権を他会員に委任した場合は出席とみなす。

(議決)

第 26 条 総会の議事は、出席者の過半数の賛同により決する。ただし、賛否同数のときは議長の決するところによる。

第 6 章 会計

(会計)

第 27 条 本道場の運営及び事業に要する経費は、道場費をもって充てる。

(事業年度)

第 28 条 本道場の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終了するものとする。

第 7 章 定款の変更

(定款の変更)

第 29 条 本道場が定款を変更しようとするときは、総会での議決を要する。

第 8 章 雑則

(細則)

第 30 条 この定款の施行について必要な細則は、代表がこれを定める。

附則

本道場設立当初の役員は、次の通りとする。

代表 宮下 宏紀

副代表 堀内 和一郎

事務局長 塩崎 智彦

会計 飯村 祥子

会計 江川 京子

顧問 渡辺 三雄

顧問 中島 章皓